

## 市第47号議案

## 地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西谷地区 センター	保土ヶ谷区西谷 町747番地の8	一般社団法人保土ヶ谷区区民 利用施設協会 会長 橋 本 淳	平成24年12月15日か ら平成29年3月31日 まで

## 提 案 理 由

横浜市西谷地区センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）